

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公開番号】特開2016-86647(P2016-86647A)

【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2014-220588(P2014-220588)

【国際特許分類】

A 2 3 L 19/00 (2016.01)

B 2 6 D 3/26 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 1/212 B

B 2 6 D 3/26 6 0 5 C

B 2 6 D 3/26 6 0 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

切込装置であって、それを構成するのは、少なくとも、以下であり、

固定具：この固定具が固定するのは、被切込体であり、

刃物：この刃物が少なくともその一端側に有するのは、刃先であり、この刃先が対向しているのは、前記固定具であり、

軸：この軸が回転可能に支持するのは、前記刃物であり、

駆動部：この駆動部が直線的に移動させるのは、前記軸であり、その移動方向と垂直をなすのは、前記軸の軸心方向であり、かつ、

弾性体：この弾性体が引っ張るのは、前記刃物の他端側であり、

前記移動方向に対する前記刃先の角度が最大となるのは、前記軸の移動前であり、前記角度が変化するのは、前記軸の移動中である。

【請求項2】

請求項1の装置であって、

前記角度がゼロとなるのは、前記軸の移動中である。

【請求項3】

請求項1又は2の装置であって、

前記刃先が移動しながら受けるのは、被切込体からの抗力である。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れかの装置であって、

前記固定具を構成するのは、少なくとも、以下であり、

座板：この座板に形成されているのは、穴であり、この穴の中心軸と垂直をなすのは、前記移動方向である。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れかの装置であって、

前記刃先の到達位置は、被切込体の表面から1乃至3ミリメートルである。

【請求項6】

請求項 1 乃至 5 の何れかの装置であって、それを更に構成するのは、以下であり、
調節具：この調節具が調節するのは、前記刃先と前記固定具との距離である。

【請求項 7】

皮付きトマトであって、
その表皮に形成されるのは、切込みである。

【請求項 8】

請求項 7 の皮付きトマトであって、
前記切込みの形状は、一文字である。

【請求項 9】

請求項 7 又は 8 の皮付きトマトであって、
前記切込みが形成されているのは、底部である。